

総 管 第 1 3 9 号
平成 1 8 年 3 月 2 0 日

各府省等官房長等 殿

総 務 省 行 政 管 理 局 長

行政手続法第 6 章に定める意見公募手続等の運用について

第 1 6 2 回国会において成立し、平成 1 7 年 6 月 2 9 日に公布された「行政手続法の一部を改正する法律」（平成 1 7 年法律第 7 3 号）は、今般、「行政手続法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成 1 8 年政令第 1 7 号）により、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

本法は、命令等を定める際に、案を公示し、広く一般から意見を公募する手続等を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的として制定されたものです。

このような趣旨及び目的を踏まえ、本法によって改正される行政手続法の施行に当たっては、下記にご留意ください。また、内部部局、地方支分部局など貴管下の命令等制定機関に対する周知もお願いいたします。

記

※ 以下、特に断りがない場合、条文は「行政手続法の一部を改正する法律」による改正後の「行政手続法」のものである。

【1. 総論】

＜命令等該当性の判断等＞

- (1) 改正後の行政手続法上の手続等については、第 2 条第 8 号の命令等に当たるか否かも含め、命令等制定機関が行政手続法及び個別法の趣旨に基づいて判断し責任を負う。
- (2) 第 2 条第 8 号イ（法律に基づく命令又は規則）が制定主体や制定形式に着目しているのに対し、同号ロ、ハ及びニの審査基準、処分基準、行政指導指針（以下、「審査基準等」という。）は、制定形式に着目したものではない。したがって、閣

議決定、閣議了解、告示、通達、訓令、通知等のいずれの形式をとっているかを問わない。

- (3) また、第5条第1項、第12条第1項及び第36条の適用の有無を問わず、当該行政庁が自ら審査基準等として用いるものでなくとも、審査基準等となる内容のものを定める場合は審査基準等に当たる（第2条第8号ロ）。
- (4) 定めようとするもの（改廃を含む）に命令等に該当する部分としない部分がある場合に、それを1つのまとまりとして制定することに意味がある等の理由で、命令等に該当しない部分を含めて意見公募手続に付すことは妨げない。なお、この場合、どの部分が命令等に当たるかについて示すことが分かりやすさの点から望まれる。
- (5) 意見公募手続等についての適用除外規定として、第3条第2項は命令等の内容・性質上妥当と考えられるものについて、第4条第4項は行政機関の組織や人事、内部における会計事務処理等に関する命令等について、これらを定める行為をそれぞれ第6章の適用除外とするものである。また、第39条第4項各号は、個別の命令等について、上の適用除外規定にあたらぬが、緊急に定める必要があるなどの具体的な事情がある場合に、意見公募手続の義務付けを解除する趣旨であり、意見公募手続を実施しなかった理由や命令等の趣旨を公示する義務については適用除外とされない。なお、第3条第3項は地方公共団体の機関が命令等を定める行為を一律に第46条に基づく措置に委ねるものである。
- (6) 定めようとする命令等が第3条第2項及び第3項並びに第4条第4項の適用除外事項に該当するか、また、第39条第4項の意見公募手続の義務付けの解除事由に該当するかは、案全体について包括的に判断せず、例えば条項など命令等の個別の規定ごとに検討し判断する必要がある。なお、適用除外又は義務解除となる条項についても、命令等制定機関の任意により、本法の規定に沿った手続に付すことは妨げない。

【2. 実施主体】

＜共同命令の場合＞

- (1) 共同命令の場合には、複数の行政機関が命令等制定機関になる。
- (2) ただし、複数の命令等制定機関が協力した上で、1つの命令等制定機関が代表して義務を履行することも可能であり、例えば電子政府の総合窓口（以下、「e-Gov」という。）への案件掲載については、複数の命令等制定機関がそれぞれ行わず、1つの命令等制定機関が、複数の所管部局を明示した上で掲載を行うこともできる。その場合、提出された意見を考慮する義務は当該意見公募手続を共同実施する命令等制定機関で連携して果たすこととなる。

＜委員会等が実施する「意見公募手続に準じた手続」（第40条第2項）＞

- (3) 委員会等が実施した「意見公募手続に準じた手続」については、意見公募手続の基本的な要素として以下が満たされていることが必要である。
 - ① 意見公募手続について求められるものと同等の「案」及び「関連資料」を公

表する。

- ② 原則として30日以上の意見提出期間を定めて広く一般の意見を求める。
- ③ 公表の手段として、意見公募手続の公示の方法と同様に、原則として e-Gov を用いる。

(4) なお、結果の公示は、当該命令等を定める命令等制定機関が、命令等の公布と同時期に（命令等を定めないこととした場合速やかに）行う（第43条）。別途、委員会等が「結果の公示」を行うことについては任意であるが、委員会等による「結果の公示」のみでは行政手続法が定める義務を果たしたことになる。

【3. 公示の方法】

＜公示・周知＞

- (1) 平成18年総務省告示第78号により、第45条第1項の「公示」には e-Gov を用いる。
- (2) 意見公募手続の実施に際しては、例えば各府省等のホームページから e-Gov へのリンクを張るなど、e-Gov による公示以外の方法による周知・情報提供のほか、デジタル・ディバイドにも配慮し、インターネット以外の方法による周知・情報提供にも努めるべきである。例としては、窓口における資料配布、新聞・雑誌（専門誌等を含む）・広報誌への掲載、報道発表等が想定される。
- (3) 意見公募案件についての周知・情報提供の際には、意見公募の事実のみでなく、どのような案件について意見を募集する趣旨か、案・関係資料がどこで入手可能であるかについて伝えるよう努める。

＜「電子政府の総合窓口」(e-Gov)への掲載＞

- (4) 「意見公募案件」及び「結果公示案件」について、e-Gov への掲載時に画面に表示される項目は、【様式1】及び【様式2】にある項目とする。

e-Gov掲載時の表示項目【意見公募案件】

[意見公募案件 一覧画面]

案の公示日	案件番号	意見募集中 案件名	意見・情報 受付締切日	所管府省・部 局名等 (問合せ先)	行政手続法に 基づく手続で あるか否か
平成〇年〇月〇日					

[意見公募案件 詳細画面]

案件番号		
意見募集中案件名		
定めようとする命令等の題名		
根拠法令条項		(注 1)
行政手続法に基づく手続であるか否か		
案の公示日		
意見・情報受付開始日		
意見・情報受付締切日		
意見提出期間が 30 日未満の場合その理由		
関連ファイル	意見公募要領（提出先を含む）、命令等の案、	(注 2)
	関連資料、その他	(注 2)
資料入手方法		
所管府省・部局名等（問合せ先）		
備考		(注 3)

※ 項目名の書き振りについては変更がありうる。

(注 1) 書ききれない場合には意見公募要領に書くことも可

(注 2) できる限りファイル名で内容が明らかになるよう工夫する

(注 3) 正誤表等

e-Gov掲載時の表示項目【結果公示案件】

[結果公示案件 一覧画面]

結果の公示日	案件番号	結果公示案件名	意見公募時の案の公示日	意見・情報受付締切日	所管府省・部局名等 (問合せ先)
平成〇年〇月〇日					

[結果公示案件 詳細画面]

案件番号		(注 1)
結果公示案件名		
定められた命令等の題名 (法令番号を含む)		
根拠法令条項		(注 2)
行政手続法に基づく手続であるか否か		
命令等の公布日・決定日		
結果の公示日		
意見公募時の案の公示日		
意見・情報受付締切日		
(1) 意見公募手続を実施したが命令等を定めないこととした場合にはその旨 (2) 行政手続法第 39 条第 4 項各号のいずれかに該当するため意見公募手続を実施せず命令等を定めた場合にはその旨及びその理由		(注 3)
関連ファイル	結果概要、提出意見、意見の考慮結果・理由等	(注 4)
	その他	(注 4)
意見募集時の画面へのリンク		
資料入手方法		
所管府省・部局名等 (問合せ先)		
備考		(注 5)

※ 項目名の書き振りについては変更がありうる。

(注 1) 意見公募時の案件番号と共通にする

(注 2) 書ききれない場合には結果概要に書くことも可

(注 3) (1) 別の案で改めて意見公募手続を実施しようとする場合を含む

(2) 命令等の趣旨が当該命令等自体から明らかでない場合は、趣旨を結果概要に記載

(注 4) できる限りファイル名で内容が明らかになるよう工夫する

(注 5) 正誤表、第 40 条 2 項に該当し自ら意見公募手続を行わなかった場合はその旨等

<電子ファイルの掲載>

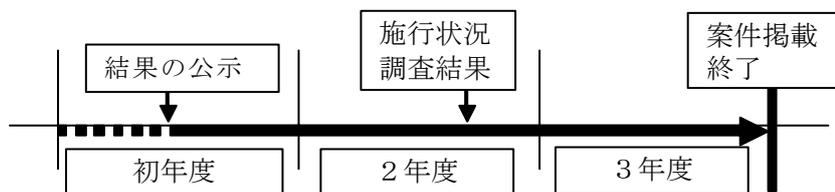
- (5) 意見公募及び結果公示に用いる電子ファイル（「案」、「関連資料」等）については、原則として e-Gov ウェブサーバ(ドメイン名 www. e-gov. go. jp)に置く。
- (6) やむを得ない理由により電子ファイルを e-Gov に置く事ができない場合でも、案件は e-Gov に登録・掲載し、同案件の e-Gov 上の画面から各府省ホームページ等の該当ファイルにリンクを張るなど、e-Gov から公示情報を知ることができるよう必要な措置をとる。
- (7) やむを得ない理由とは、電子ファイルの掲載について何らかの技術的制約や権利上の問題があるなど、e-Gov への掲載をする場合に重大な支障を生ずる場合などに限られる。
- (8) 電子ファイルの e-Gov への掲載後に、誤字・脱字等を修正する必要が生じ、ファイルの差し替えを行う場合には、最初に掲載したファイルとの異同について明示することが必要であり、ファイルを差し替えた旨・差し替え前のファイルからの変更部分等を、正誤表等を用いて備考欄に示すこととする。

<掲載の方法>

- (9) e-Gov に掲載する場合の詳細な手順は、「各府省登録管理機能操作手引書」による。
- (10) 地方支分部局などの霞が関WANに接続していない命令等制定機関が公示を行う場合には、本省が取りまとめて掲載する。

<e-Gov への掲載期間等>

- (11) 意見公募案件及び実施結果公示案件については、手続終了後も一定の期間は e-Gov に掲載しておく。
- (12) e-Gov への掲載期間は、当該案件の結果の公示が含まれる、法の施行状況の調査結果が発表された翌年度末までを当面の目処とする。



- (13) 掲載期間中は、案件画面から e-Gov 外のサイトに張られているリンクの先のファイルが閲覧できない状態（リンク切れ）等にならないよう留意する。

【4. 意見公募手続】

<手続の開始>

- (1) 意見公募手続は「案」及び「関連資料」を e-Gov において公示することにより開始される。仮に e-Gov に掲載する前に報道発表を行うなどしても、公募手続の

開始期間は e-Gov に掲載された日であり、その日から 30 日以上の間を確保する必要がある。

<案について>

(2)「案」は、形式を問わないが、以下に留意したものである必要がある。

① 「命令等の題名」

定めようとする命令等が特定できるような具体的かつ明確な題名とする。(いわゆる仮称、仮題等を用いる場合はその旨を明示する。)

② 「命令等を定める根拠となる法令の条項」

原則として、以下の条項を明示する。

ア 命令の場合：当該命令に委任している法令の条項又は当該命令の根拠となる法令の条項

イ 審査基準の場合：第 5 条第 1 項及び当該基準に係る処分の根拠となる法令の条項

ウ 処分基準の場合：第 12 条第 1 項及び当該基準に係る処分の根拠となる法令の条項

エ 行政指導指針の場合：第 36 条及び当該指針に基づき行う行政指導の根拠となる法令の条項(ある場合)

③ 「具体的かつ明確な内容」

「案」は、広く一般の意見を求めるために公示するものであり、提出された意見を踏まえて修正され得ることを当然の前提とするものであるが、一方で、第 39 条第 2 項にいう「具体的かつ明確な内容のもの」であることを踏まえ、命令等制定機関として十分な検討を経て練られたもので、当該案を公示する時点で最終的に命令等において定めようと考えている事項が、「具体的かつ明確」に記載されている必要がある。

これは、何をどのように定めることとしているかが網羅的に明示されている必要があり、定めようとする事項の一部の例示では足りない。政省令の場合であれば、例えば、条文そのものや新旧対照表、要綱、又は概要等を示すことが想定されるが、定めようとする内容が例えば部分的にしか分からないような概括的なものであってはならない。

十分な検討を経て練られておらず、「具体的かつ明確な内容」の案ではないものが提示された場合、本法による手続を実施したことにはならない。

<「関連資料」について>

(3)「関連資料」は国民が命令等の「案」の内容を理解する上で必要な情報を提供するものである。形式は問わないが、参考のため、例を示すと以下のとおりである。

- ・ 命令等を定めようとする趣旨・目的・背景・経緯に関する資料
- ・ 命令等の案の要約(概略をつかめるもの)、案の内容を説明する資料
- ・ 「案」に関係する制度の概要、関連法令の参照条文、政府方針など。
- ・ 新旧対照条文(案として掲載している場合を除く。)

- ・ 当該命令等が定められることによって生じるとされる影響の程度や範囲が示された資料や代替案との比較結果（いわゆるRIA（規制影響分析）の結果）
 - ・ 立案に際して実施した調査の結果や審議会答申等
 - ・ 併せて改正される他の制度等の概要
- (4) 前述のとおり、原則としてファイルを e-Gov ウェブサーバ(ドメイン名 www.e-gov.go.jp)に置くこととし、やむを得ない理由によりファイルを e-Gov に置く事ができない場合は、同案件の e-Gov 上の画面から各府省HP等の該当ファイルにリンクを張るなど、e-Gov から公示情報を知ることができるよう必要な措置をとる。

<意見公募要領>

- (5) 意見公募時には、案・関連資料と併せて意見公募要領を公示する。
- (6) 意見公募要領には以下の事項を原則として記載する。
- ① 意見公募の趣旨・目的・背景
 - ② 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法
 - ③ 意見公募期間（意見募集開始日及び終了日）及び意見提出先・提出方法

<公示を行う時期>

- (7) 「案」及び「関連資料」の公示の時期は、個々の案件ごとに命令等制定機関が適切に判断することになるが、「案」が「具体的かつ明確な内容」になった段階で行われる。
- (8) 立案に当たっての政府内協議などの手続と、意見公募手続の実施の時期については、その前後関係は制度上規定されてはおらず、個々の案件に応じて判断されるものである。

<意見提出期間について>

- (9) 期間の算定に当たっては、意見を提出することができる期間として30日以上を確保する。
- (10) 意見提出期間の「30日以上」に休日を含むことは妨げないが、長期間に渡る休日期間（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始等）を含んで意見提出期間を設定した場合、例えば法人が意見を提出しようとするときに、案件によっては実質的な意見提出期間が十分ではないと考えられる場合もあるので、必要に応じ、相応と判断される期間の延長を検討すべきである。

<30日以上提出期間を定めることができない「やむを得ない理由がある場合」(40条1項)>

- (11) 命令等制定機関は、命令等の立案に当たって、適用除外に該当しない限り、行政手続法上の手続を念頭に置いて命令等策定のスケジュールを組む必要があり、30日以上提出期間を定めることができないやむを得ない理由がある場合は、公示の際にその理由を明らかにする。ただし、例えば、単に「早急に定める必要

があるため」等としたのでは理由を示したことなく、早急に定める必要性について具体的に示す必要がある。

- (12) 30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由がある場合とは、例えば、30日以上意見提出期間を設定しなければならないとすると、あらかじめ定められた施行日までの施行が困難になると認められるような場合などが該当する。
- (13) 命令等を諮問する審議会等の開催日や、担当者の人事異動が迫っているなど、担当部署の内部事務的な都合は理由として認められない。
- (14) 30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときであっても、できるだけ長期間の意見提出期間を定めることとする。

【5. 意見提出方法】

- (1) 意見提出方法は、電子メールによる提出を標準とし、デジタル・ディバイド等にも配慮して、インターネットを用いない方法として、郵送・ファクシミリ等による方法を併せて確保する。
- (2) 意見提出を実質的に制約するような条件を付してはならない。
(例: 提出意見について極端に少ない上限文字数または極端に多い下限文字数を設けたり、意見公募対象と関連のない理由で、一般に普及していない特定のソフトウェアを利用した様式等の利用を求め、不必要な個人情報の記載を強制し、また、これを公表すること。)
- (3) 円滑な事務処理等の必要性から、特定の意見提出様式の利用等を要請することは妨げないが、意見公募手続は要式行為ではないので、その様式を利用していないもの、意見提出者についての情報や連絡先等を記載していないものでも、提出意見として取り扱う必要がある。ただし、その記載がないために提出意見の趣旨が確認できない場合には、命令等制定機関は、記載されている提出意見の内容の範囲内で扱わざるをえない。
- (4) 意見公募手続により氏名、連絡先等の個人情報を取得し、組織的に利用・保有する場合には、当該行政機関には、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号。以下「保護法」)第2章に規定する個人情報の保有の制限等(同法第3条)、利用目的の明示(同法第4条)、利用及び提供の制限(同法第8条)等が課せられることに注意する。

(参考) 意見公募手続等において個人情報を取得する際の考え方

- ① 保護法第3条は、行政機関は、個人情報の保有に当たり利用目的をできる限り特定しなければならないと、必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないとし、同法第4条は、行政機関が、本人から直接書面等に記録された個人情報を取得するときは、取得状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき等を除き、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならないとする。
- ② 意見公募手続等において命令等制定機関が取得する個人情報とは、提出意見、これに附記された氏名・連絡先等の特定の個人を識別可能とする情報からなる一まと

まりのものである。

- ③ 提出意見は、命令等を定めるに当たり考慮するほか、行政手続法第43条に基づき公示される。取得の状況からみて利用目的が明らかな個人情報を取得する場合には利用目的の明示は不要であるが、取得の状況から利用目的が明らかでない場合は、あらかじめ意見公募要領等で当該個人情報の利用目的を明示することが必要である。氏名、住所等を、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認に用いることは、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき」（保護法第4条第4号）に該当するとも考えられるが、その場合でも、同条の趣旨にかんがみ、意見公募手続時に意見公募要領等により、取得する個人情報の利用目的を明示すべきである。

- (5) 意見提出に使用する言語は原則として日本語とする。ただし、個々の案件に応じ、外国法人等が利害関係者と認められる場合には、速やかに日本語訳の提出がなされる条件の下で、他言語による意見提出を認めることが検討されるべきである。

<意見の到達について>

- (6) 電子情報処理組織を使用して行う場合

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の規定を類推適用し、行政機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時に行政機関に到達したものとみなす。

行政機関の電子計算機のトラブル等により意見提出が困難となった場合には、期間延長の措置を講ずるなどにより、30日以上意見提出期間を確保するよう努める。

- (7) 他の方法の場合

意見の提出方法として郵送を認めた場合、締切日を過ぎて届いたものについても、例えば、まだ他の意見の考慮中である、締切日の消印が押されているなどの個々の事情に応じ、提出者に有利に判断することを妨げない。

【6. 提出意見の考慮】

- (1) 意見公募で提出された意見を命令等制定機関が考慮すべきことは当然であるが、第42条では提出された意見を十分に考慮することを法律上の義務として定めており、命令等制定機関は、意見提出期間後に命令等の制定についての最終的な意思決定を行う必要がある。
- (2) 意見提出期間終了後の命令等を定める時期については、提出意見を十分に考慮するにあたり必要な期間を確保した後となる。意見提出期間終了直後に命令等の制定を行うなどにより提出意見を十分に考慮していることにつき一般からの無用の疑念が生じないように、留意する。

【7. 結果の公示】

- (1) 結果の公示に関し、第43条第1項及び第5項の「当該命令等の公布と同時期」とは、公布と同時（同日）か、提出意見の多寡やその内容等の個別の事情にかんがみ、合理性の認められる範囲内でその前後である。国民の誤解を生じさせないように、結果の公示は速やか（公示する事項を作成・整理し終えるまでの作業期間として合理的な説明のできる期間後）に行わなければならない。
- (2) 意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めなかった場合にも、第43条第4項に規定する結果の公示の手続を、命令等を定めなかったことが確定し次第速やかに結果の公示を行わなければならない。

【8. 結果の公示の内容】

- (1) 意見公募手続を実施して命令等を定めた場合（第43条第1項関係）

- ① 行政手続法の規定上、以下の事項は必ず公示する。
 - ア 定めた命令等の題名
 - イ 命令等の案の公示の日
 - ウ 提出意見（なかった場合にはその旨）
 - エ 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）及びその理由
- ② 「定めた命令等の題名」、「命令等の案の公示の日」は、国民が、当該結果公示がどの命令等についてのものかを容易に判別し、内容を把握することができるようなものとする。

（記載例）

- ア 政令・府省令・告示は、題名、政令・府省令・告示番号及び公示（公布）の日
例：〇〇法施行令（平成17年政令第〇号）平成17年〇月〇日
- イ ア以外の通知等の場合には、題名、文書番号及び発出年月日
例：〇〇法第〇条に基づく許可の審査基準について（平成17年〇〇第〇号）平成17年〇月〇日
- ③ 「提出意見」は、内容を整理せず、そのまま公示することのほか、第43条第2項に基づき整理・要約したものを公示することができる。この場合、提出意見そのものを公にしている場所及びその閲覧方法をあわせて公表する。
また、第43条第3項に基づき、「第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるとき」には公示する提出意見からその全部又は一部を除くことができる。
- ④ 公にする方法としては、例えば、行政機関の窓口における備付けのほか、求めに応じて提示することが挙げられる。
- ⑤ 提出意見の閲覧は本制度に基づき可能なものであり、閲覧者に対しては情報公開法や行政機関個人情報保護法に基づく開示請求の手続によることなく閲覧させる必要がある。
- ⑥ 「提出意見を考慮した結果」としては、意見公募手続で公示した案と定めた命令等との差異、提出意見を反映させたか否か（具体的にどのように反映させ

たかを含む)を、「その理由」としては、提出意見をなぜ反映させたか・させなかったかを、国民に理解できるように具体的に示すものである必要がある。

⑦ なお、③と④の公示に当たっては、対照表を利用するなど、国民に分かりやすい方法で示すよう努めるべきである。

(2) 意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めなかったこととした場合（第43条第4項関係）

① 行政手続法の規定上、以下の事項は必ず公示する。

ア 意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めなかったこととした旨（別の案で改めて意見公募手続を実施しようとする場合には、その旨）

イ 定めようとしていた命令等の題名（命令等の案を公示した際に明らかにした題名）

ウ 当該命令等の案を公示した日

② また、命令等を定めなかったこととした旨のみではなく、命令等を定めなかったこととした理由（別の案で改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その理由）についても可能な限り説明する。

(3) 第39条第4項各号に該当することにより意見公募手続を実施せずに命令等を定めた場合

① 行政手続法の規定上、以下の事項は必ず公示する。

ア 命令等の題名

イ 第39条第4項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合で、当該命令等の趣旨が当該命令等自体から明らかでない場合は、命令等の趣旨

ウ 意見公募手続を実施しなかった旨

エ 意見公募手続を実施しなかった理由

② 意見公募手続を実施せずに命令等を定めた場合の第43条第5項に基づく公示についても、意見公募手続を実施した場合の結果の公示同様、「命令等の公布と同時期」に行われなければならない。

③ 「当該命令等の趣旨が当該命令等自体から明らかでない場合」とは、例えば、審査基準を内容とし、当該審査基準を定めた趣旨などが示されていない場合があげられる。命令等の趣旨を示すに当たっては、国民に分かりやすいよう、例えば命令等の根拠条文、目的・背景、命令等の内容の要約、関連制度の概要等を示すよう努める。

④ 意見公募手続を実施しなかった理由については、第39条第4項各号のどれに該当するのかを明らかにするのみではならず、各号に該当するとの判断に至った理由も説明する必要がある。

【9. その他】

<施行期日等>

(1) 行政手続法の一部を改正する法律の施行日は、行政手続法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第17号）により、平成18年4月1日とする。

(2) 同法の附則第2条第2項は、命令等の立案から策定までの事務が施行日をまた

ぐ場合を想定しているものであるが、このような命令等についても、可能な限り同条第1項の経過措置により、行政手続法に基づく意見公募手続を行うものとする。

- (3) 改正法附則第2条第2項の経過措置に基づき意見公募手続を実施しないもののうち、従来、意見提出手続を経て策定するものとして「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)の対象であったものについては、なお従前の例により、同閣議決定に基づく意見提出手続を行う。

<照会等対応窓口の活用>

- (4) 個々の意見公募手続等の判断・実施主体は各命令等制定機関となることを踏まえ、各府省等において、例えば、意見公募手続の適用除外の理由、意見提出期間の特例適用の理由等の明示について責任が果たされ、意見公募手続等が適切に運用されるよう、各部局の連携をとることとし、意見公募手続に関する照会や苦情相談等を受け付ける統一的な窓口を明確にして、これをホームページ等により公表するよう努める。

<施行状況調査>

- (5) 総務省は、行政手続法の適正な運用に資するために、施行状況調査を行う。

<文書管理>

- (6) 意見公募・結果公示案件関連の文書の取扱いについては、通常の紙や電子媒体の行政文書と同様に各府省等が定める文書保存規則等による。

<その他>

- (7) 特殊法人等が審査基準等を定める場合についても本手続に準じた手続を経ることが望ましいため、審査基準等の作成の根拠となる法令を所管する行政機関において適切に指導されたい。